

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び法施行令10条1項の規定に基づいて、令和元年8月30日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。））によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「4級」と認定とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これをより上位の等級へ変更することを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張し、障害等級をより上位の等級へ変更することを求めているものと解される。

現実的に身体状況が改善されているわけではなく（むしろ悪化しています）、突然、等級が2級から4級へ変更になったことを告げられました。本来なら、等級の変更＝体の改善であり、喜ぶべきことなのでしょうが、現実には悪化とそれによる生活面での支障を感

しながら、何とか日々を過ごしている状況です。そこに、今回の変更により、医療費の補助も無くなり、タクシーの補助も無くなるこの事。リハビリを含む通院費、交通費などの負担増はかなりの影響をこうむります。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年7月2日	諮問
令和2年9月10日	審議（第47回第3部会）
令和2年11月5日	審議（第48回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法15条1項は、身体に障害のある者は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えて、その居住地の知事に対して手帳の交付を申請することができることと定め、同条3項は、1項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならないとする。

そして、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

(2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む。）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びにこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、都規則を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請（再交付申請を含む。）に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項及び法施行令10条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容に基づき判断すべきものと解される。この場合、処分庁としては、診断書に記載された医師の意見のみならず、各種の機能障害及び動作・活動に関して記載された事項を含め、診断書の記載内容全般を基に検討した上で、客観的に最終的な判断を形成すべきである。

(3) 法施行令6条1項は、法15条4項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法17条の2第1項の規定による市町村の診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないとする。法施行令7条は、当該診査を行った市町村長は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨をその者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行令10条3項は、知事は、当該通知によりその者の障

害程度に重大な変化が生じたと認めるときは、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるとする。

- (4) ところで、法施行令10条1項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法15条1項及び3項に規定する診断書及び意見書を添付すべきことが定められており（法施行規則7条1項、2条1項）、処分庁がこの再交付申請に対する判断を行う際にも、上記(2)に述べたところは、そのまま当てはまるものである。

一方、本件のように、法施行令10条3項の規定による手帳の再交付の場合は、同条1項の規定により手帳の再交付を受けようとする者からの申請に基づくものではないが、その障害程度に重大な変化が生じたと認める知事の認定においては、やはり同様の診断書及び意見書に基づく判断を行うべきものと考えられる。そして、現に、本件での診査に当たった〇〇市においても、規則において、法施行令6条1項の規定による通知を受けた者に対する市長の診査は、法15条1項及び3項に規定する診断書及び意見書に基づき行うものとする旨の規定（規則7条）を設けている。

このことからすると、法施行令10条3項の規定による場合における手帳の再交付に係る障害程度の再認定について、処分庁が判断を行うに当たっては、市町村長からの法施行令7条による通知及び上記の診断書及び意見書の内容を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。

- 2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障

害に関するものとして、下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢体不自由
	下肢機能障害
2 級	両下肢の機能の著しい障害
3 級	一下肢の機能を全廃したもの
4 級	一下肢の機能の著しい障害 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害
7 級	一下肢の機能の軽度の障害 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、また、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとされている。

合計指数	認定等級
18以上	1 級
11～17	2 級
7～10	3 級
4～6	4 級
2～3	5 級
1	6 級

障害等級	指数
1 級	18
2 級	11
3 級	7
4 級	4
5 級	2
6 級	1
7 級	0.5

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するた

めの基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

ただし、等級表解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるもので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

- (2) 本件診断書によれば、請求人の障害名は、外傷による「左膝蓋腱開放性断裂、右股関節後方脱臼」を原因とする「両下肢機能障害」とされており、参考となる経過・現症として、「自損事故によるダッシュボード損傷、左膝蓋腱開放性断裂に対し、靭帯形成、植皮術を受けるも創感染により複数回手術を要した。右股関節後方脱臼は、術後5ヶ月後にTHAを受けた。」と記載されており（別紙1・I・①、②及び④）、また神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見において、両下肢に運動障害が、右膝下に感覚障害が参考図示されている（別紙1・II・一）。
- (3) 以上を前提に、本件障害について以下検討する。

ア 右下肢について

本件診断書によると、右下肢の筋力テスト（MMT）の評価は、右股関節の屈曲、内転、内旋は筋力半減（△）とあり、右膝関節及び右足関節は全て筋力正常又はやや減（○）とあることから（別紙1・III）、右下肢の2関節以上に障害が及んでいる状態とは認められず一下肢の機能障害ではなく、右股関節の機能障害として認定するのが相当である。

イ 左下肢について

本件診断書によると、左下肢の筋力テスト（MMT）の評価は、左膝関節の屈曲・伸展は筋力消失又は著減（×）とあり、左足関節の底屈は筋力消失又は著減（×）とあるものの、同関節の背屈は筋力正常又はやや減（○）とあり、左足関節の関節可動域（ROM）は背屈⇔底屈40度とあること及び左股関節

の筋力テスト（MMT）は全て筋力正常又はやや減（○）とあることから（別紙１・Ⅲ）、左下肢の２関節以上に障害が及んでいる状態とは認められず、一下肢の機能障害ではなく、左膝関節の機能障害として認定するのが相当である。

ウ 以上を踏まえて、請求人の右股関節及び左膝関節の機能障害（本件障害）の程度について、以下検討する。

(4) 本件障害の程度について

ア 右股関節の機能障害の程度

本件診断書によると、右股関節の筋力テスト（MMT）の評価では、屈曲、内転、内旋は筋力半減（△）とあるものの、伸展、外転、外旋は筋力正常又はやや減（○）とあり、一定程度の筋力が残存することが認められる（別紙１・Ⅲ）。

右股関節の関節可動域（ROM）の評価では、屈曲⇔伸展 90度、外転⇔内転 30度、外旋⇔内旋 40度とあり、一定程度保たれていることが認められる（別紙１・Ⅲ）。

右股関節後方脱臼については、術後 5ヶ月後に THA（人工股関節）を受けたことが認められる（別紙１・Ⅰ・④）。

イ 左膝関節の機能障害の程度

本件診断書によると、左膝関節の関節可動域（ROM）の評価では、屈曲⇔伸展 90度と保たれているものの、同関節の筋力テスト（MMT）の評価では、屈曲⇔伸展は筋力消失又は著減（×）とあることが認められる（別紙１・Ⅲ）。

ウ 両下肢の機能障害の程度

本件診断書によると、歩行能力及び起立位の状況について、歩行能力及び起立位保持はいずれも補装具なしでは不能とされ（別紙１・Ⅱ・三）、「動作・活動」の評価では、「正座、あぐら、横座り」が全介助又は不能（×）とされているが、「足を投げ出して座る」は半介助（△）とされ、「寝返りをする」、「いすに腰掛ける」、「座位又は臥位より立ち上がる

（手すりを使用）」、「家の中の移動（壁を使用）」、「二階まで階段を上って下りる」（手すり、松葉づえを使用）、「屋外を移動する」（松葉づえを使用）及び「公共の乗物を利用する」はいずれも自立（○）であること（別紙1・II）から、一定程度の支持性と運動性が保たれていることが認められる。

エ 以上を総合し、等級表解説に照らして判断すると、請求人の右股関節の機能障害は、「著しい障害」とされる程度の障害等級5級に至っていると認めることは困難であり、「軽度の障害」同7級と判断するのが相当である。また、請求人の左膝関節の機能障害は、「機能全廃」同4級と判断するのが相当である。

オ 総合等級

請求人の障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数が合計され、右股関節機能障害（一下肢の機能の軽度障害）7級（指数0.5）＋左膝関節機能全廃4級（指数4）＝総合等級4級（指数4.5）となることから、障害等級4級（合計指数4～6のもの）と認定するのが相当である。

(5) そして、処分庁は、本件障害について認定審査会に審査を求めたところ、「右下肢7級、左下肢4級、総合4級」との審査結果を受けたこと、及び同審査結果を受けて〇〇医師に照会したところ、「右下肢7級、左下肢4級」との回答があったことがそれぞれ認められる。

(6) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「下肢機能障害【右股関節機能の軽度障害】（人工関節）（7級）、外傷による下肢機能障害【左膝関節機能全廃】（4級）」として、「総合等級4級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主

張し、障害等級をより上位の等級へ変更することを求めているものと解される。

しかし、前述1・(3)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、総合等級4級と認定することが相当であることは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2 (略)